

さいたま市バリアフリー基本構想 全体構想修正意見への対応方針

【関係各課】

頁	意見・要望	対応方針	所属
ー	ハード整備（公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進）とソフト整備（心のバリアフリーの推進と、当事者による評価）の連携がうまくいっていない部分があるため、連携方策について議論を深める必要がある。	市や事業者、利用者間での合意形成の円滑化や効率的、効果的な事業の推進を図るための協議会、専門部会の位置づけを再認識するとともに、更なる活用を図る。	建築総務課
1-12	策定経緯を追加したことにより、今回の改訂の趣旨が明確になったと思う。福祉部局策定の「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」等との関係性を記載することで、都市計画部門だけでなく部局横断的にバリアフリーに取り組んでいることを示せるのではないか。	当該ページは国（バリアフリー法）とさいたま市との関連を示したもので、関連計画や法・条例については、p1-14に基本構想の位置づけとして記載している。 全体の進捗管理体制についてはp2-32に記載されているが、庁内体制についての記載が必要であれば、今後、記載内容を検討する。	高齢福祉課
ー	障害者でなく、障がい者の記載にするのでは。	さいたま市では、固有名詞を除いて「しょうがい」を、漢字で「障害」と表記することとしている。 【参考】さいたま市においては、ノーマライゼーション条例の検討過程における条例検討専門委員会において、障害は個人ではなく、社会にあり、「障害者」は、社会によって「障害」を受けている「者」という社会モデルの考え方から、安易に「害」の字をひらがなにしないということを確認し、「障害」という表記にすることとしています。	岩槻まちづくり事務所
1-2	（以下、改正バリアフリー法と称す。）を記載したほうがいい。	指摘のとおり修正	
2-1	下から2行目の“絵師日”とは何か。	誤字修正	
2-6	下から4行目 さいたま市の公共サインガイドライン ⇒「さいたま市公共サインガイドライン」	指摘のとおり修正	
2-6	（バス乗降場の整備）の2点目、3点目はバス事業者が行う事項ではないか。	事業者に“バス事業者”を追加	

さいたま市バリアフリー基本構想 全体構想修正意見への対応方針

【関係各課】

頁	意見・要望	対応方針	所属	
2-6	(障害者乗降場の確保)の2点目の結び、“～にします”⇒“努めます”	取組方針を示している項目であるため、一部で“検討する”や“努める”といった表現よりも強い表現をしている。ただし、これまでの整備実績や課題を考慮して、表現を修正する可能性を含む。 なお、具体の整備内容を示す特定事業策定の際には、事業者と調整のうえ、実現性を考慮した表現とする。	岩槻まちづくり事務所	
2-6	(案内表示の整備)の1点目の結び、“～確保します”⇒“努めます”			
2-6	(トイレ・ベンチ等の整備)の1点目を削除、もしくは“駅前広場には”⇒“駅周辺には”			
2-7	(歩者分離していない道路の整備)の2点目、“配置を見直すことにより”⇒“配置の検討を行うなど”			
2-9	9)工事中のバリアフリー化4点目、“～確保します”⇒“確保に努めます”			
2-9	9)工事中のバリアフリー化5点目、“～努めるとともに、～設置します”⇒“努めます”			
2-9	9)工事中のバリアフリー化7点目、“～確保します”⇒“～配慮します”			
2-10	1点目、“～案内窓口～します。”⇒“案内、利用ができるよう努めます”			
2-13	上から3行目の“マナーの向上に努めます”とは、市はどのようなことをするのか。			“マナーの向上に向けた取組を進めます”に修正 なお、具体の事業があれば、特定事業計画に記載する。
2-18	下から2行目 “鉄道博物館” ⇒ “鉄道博物館 (大成) ”			指摘のとおり修正

【専門部会】

頁	意見・要望	対応方針	発言者
-	鉄道会社等の研修内容について事務局で情報を集めて整理して下さい。乗り継ぎについても、行政がどこまで介入できるかもあるが、課題として取り上げて下さい。	移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定め、職員・社員への研修内容に関して情報を収集し整理する。 異なる事業車間の乗り継ぎに関して、課題として取り上げる。 基本構想への反映、記載方法については、改正法で公共交通事業者等に対して、事業計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度が創設されたため、事業者等と調整し、検討する。	稲垣部会長
-	ハード面とソフト面が一体となって全体としてバリアフリー化を達成していく考え方が必要である。	p2-15の基本理念での表現方法を修正したほか、目標2に関する記載内容を修正	栗和田委員
-	目標をどこに設定するのか、当事者や市民の方が地域環境を評価する面が欠けており、新しい視点や取組を位置づけても良いのではないか。	基本構想には、国の基本方針に示されている概ね5年ごとの評価を行うことを記載する。これまで、毎年実施してきた特定事業の進捗状況の確認や、定期的なまちあるき勉強会の実施を継続して行うほか、市民目線での新たな評価方法について、専門部会に諮りながら検討していく。	水村副部会長
-	細かい点で、多機能トイレはガイドラインの変更で車いす使用者用トイレに名称が変更となっている。基本構想でも取り扱いを検討してほしい。	オストメイトに対応した便房やベビーカーを備えた便房等も含まれるため、特に区別の必要がある場合を除いて、車いす使用者用便房も含めた「多機能トイレ」（または「多目的トイレ」）と表現する。	野口委員

【専門部会】

頁	意見・要望	対応方針	発言者
-	<p>駅だけでなく街のバリアフリーという認識が必要。 当事者としては身近な生活圏でのバリアフリーが必要。</p>	<p>基本構想は、駅周辺の重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施するために策定するが、さいたま市域全体へのバリアフリー化の展開も考慮して、p2-15最下段のボックスから、「全駅周辺」を削除。なお、重点整備地区外については、必要に応じて他の計画や事業で個別に対応する。</p>	<p>栗和田委員 國松委員</p>
<p>1-16 1-17</p>	<p>障害の「個人モデル」から「社会モデル」への転換でなく個人・行政の両方努力が必要。 障害者権利条約や差別解消法等の話も重要である。</p>	<p>p 1-17に修正案を掲載</p>	<p>稲垣部会長</p>
-	<p>認知症の方の視点が抜けている。ソフト対応だけではなく、ハードで解決できる部分もあるのではないか。</p>	<p>わかりやすい案内や休憩・待機のためのベンチの設置など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られた設備の活用を考える。</p>	<p>野口委員</p>

【意見聴取】

頁	意見・要望	対応方針	発言者
-	認知症の方に対して、ソフト対応だけではなく、ハードで解決できる部分もあるのではないかな。	わかりやすい案内や休憩・待機のためのベンチの設置など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られた設備の活用を考える。(再掲)	野口委員
1-16 ～	<p>ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた文言に置き換えた方がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害の有無にかかわらず」を「を問わず」に置き換える。 ・「障害及び障害者に対する国民の理解を促進するための広報啓発活動に取り組むことを念頭に…」をユニバーサルデザインの考えからの普及に関わる広報啓発活動としたほうがよい。 ・「障害の有無」だけで支えあうものではない。 <p>・「障害の社会モデル」の理解促進に努めるとともに、さいたま市の政策全体に「障害の社会モデル」の考え方を反映していく必要がある。</p>	<p>本バリアフリー基本構想では、法の基本理念に基づき、現状の障壁を取り除くことを主たる目的と考えるとともに、ユニバーサルデザインの理念を踏まえたものとして修正</p> <p>p 1-17に修正案を掲載</p>	栗和田委員
2-11	<p>一番初めに、バリアがあることで不便を感じている高齢者や障害者の努力項目「高齢者、障害者のバリアフリー意識づくり」があるのはおかしいので、移動した方がよい。市行政機関自らが率先してバリアフリーの意識づくりに取り組むことが肝要であるので、市（行政機関・関連団体）のバリアフリー意識づくりを最初に 持って来ることを望む。</p> <p>「高齢者・障害者等のバリアフリー意識づくり」として、「等」を追加する。また、以下に修正、追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に不便をきたしている高齢者や障害者等が外出しやすくするため、外出する際の支援の受け方、意思の伝え方等のルールづくりを進める。 ・障害者自身やその家族が自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法をわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身につける。 <p>「市民のバリアフリー意識づくり：やさしい気持ちになれる情報提供」から、やさしい気持ちになれる情報提供は、ユニバーサルデザインの考え方 から削除した方がよい。</p>	<p>高齢者や障害者の努力項目を示しているのではなく、市の取組のひとつを示しているが、誤解を生じる表現については、平易な表現に努めることとし、さいたま市の取組であることを強調</p> <p>指摘のとおり修正</p> <p>すべての市民に対して平易な表現となるよう、他の表現にて修正</p> <p>指摘のとおり修正</p>	栗和田委員

【意見聴取】

頁	意見・要望	対応方針	発言者
	<p>本部会本体の福祉のまちづくり推進協議会が積極的に取り組むべき課題であり、本市の地域福祉計画の推進と連携して取り組むことが重要であるため、「市全体（行政、市民、学校・企業・団体等）をあげて、さまざまな地域や団体が開催するイベント・研修その他学習機会において、外形的な介助の方法にとどまらず、「心のバリアフリー」の理解促進に取り組む。」を加える。</p>	<p>すべての市民に対して平易な表現となるよう、他の表現にて修正</p>	<p>栗和田委員</p>
<p>2-11</p>	<p>「学校教育において、次期学習指導要領に基づく「心のバリアフリー」の実施されるのを契機に、学校周辺の地域にバリアフリー意識を広げるための仕組みづくりを進める。」を加える。</p> <p>（バリアフリー意識を次世代に受け継ぐための取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や青少年活動や生涯学習等を通じて、バリアフリー意識を次世代に受け継ぐ取り組みを推進する。 ・学校教育において、次期学習指導要領に基づく「心のバリアフリー」を着実に推進する。（校外学習等も必要に応じて行う。） ・青少年活動や生涯学習を実施している公共施設やNPO等民間の独自活動として、「心のバリアフリー」学習や実践活動を推進する。 	<p>取組や事業の主体となる機関、部局が多岐にわたるため、推進協議会、専門部会等を活用し、密な連携、推進体制の構築を図ることし、大きくは、1) さいたま市の取組に、バリアフリー推進活動拠点で学校教育に活用していくことや、さまざまな地域や団体が開催するイベントとしての取組について記載</p>	<p>栗和田委員</p>
	<p>「2）さいたま市としてのバリアフリー化の取組」追加して以下のような項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー構想の着実な推進 ・公共施設のバリアフリー化の推進 ・「心のバリアフリー」の職員教育（再掲） ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方の市民等への理解促進 ・「心のバリアフリー」研修の講師等の養成確保（研修に参画する障害者の養成を含む。） ・市の施策として移動支援対策の実施等 	<p>1) さいたま市の取組に、市職員の接遇研修の推進として研修会やマニュアルの整備によりサービスの向上と意識の醸成に努めること、研修には障害当事者等の参画を得ることを記載</p>	

【意見聴取】

頁	意見・要望	対応方針	発言者
2-11	「2）事業者による心のバリアフリー化の取り組み」に以下のような項目を追加 ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づく「心のバリアフリー」社員教育の実施業界向け接遇ガイドライン・マニュアルの研修・定着（研修には障害当事者の参画を得る。）	バリアフリーに関する研修会やマニュアルの整備によりサービスの向上と意識の醸成に努めること、可能な限り研修には障害当事者の参画を得ることを記載	栗和田委員
2-12	「3）市民等によるバリアフリー化の取組」に以下のような項目を追加 ・市全体（行政、市民、学校・企業・団体等）をあげて、さまざまな地域や団体が開催するイベント・研修その他学習機会において、外形的な介助の方法にとどまらず、「心のバリアフリー」等の理解・浸透に取り組む。	タイトルを「市民等による心のバリアフリー化の取組」として、駅周辺に限らず、さまざまな組織や団体が取組を進めていくこととした。	栗和田委員
2-13	既存の「駅前広場や歩道等に…」は、「駅」の周辺を意識した表記になっているため、まちのどこでもマナーを守るような表記に変えたほうがよい。	道路利用全般に対する表現に修正	栗和田委員
2-14	「バリアフリーマップアプリの作成」とする	現在のところ、専用アプリの作成は予定していないが、国のバリアフリーマップ作成動向を確認しながら効果的かつ効果的な作成方法等を検討する。	栗和田委員
2-15	目標2は、目標1と並列とし、結果、目標3を達成するような表現にする。	指摘のとおり修正	栗和田委員
2-15	駅だけでなく街のバリアフリーという認識から「さいたま市内全駅周辺におけるバリアフリー化の実現」から全駅周辺を削除	指摘のとおり修正	栗和田委員
-	災害時、緊急時におけるバリアフリー化方策について	基本構想は、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施するために策定するため、全市的な避難場所、避難所、避難経路や災害時における要配慮者への支援等を考慮する必要があるため、別の計画等での位置づけを検討する。	栗和田委員

【意見聴取】

頁	意見・要望	対応方針	発言者
2-6 2-7	バス乗降場の整備について、駅前広場における整備のほか、一般道路の歩道についても記載	歩道の項にバス停留所の整備として追加記載	鶴岡委員
-	駅と施設を結ぶ複数経路の確保	生活関連経路として、可能な限りネットワーク化を図り複数経路の確保に努める。	國松委員
-	<p>その他、具体のバリアフリー整備についての意見、要望など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗（床面2,000㎡以下）の取り扱いについて ・劇場、競技場等の車いす使用者用客席・観覧席について ・主要な施設の玄関先の軒や屋根付き駐輪場の整備について ・バリアフリー施設の情報提供について 	一部の要望については、特定事業計画の見直しを行うなかで事業者と調整のうえ、反映させる。	國松委員